

「無形文化財：獅子神楽」の保存・継承は
 (必要な支援を図り保存に努める)
 若者の定住対策
 (特効薬はないが努力を傾注する)



樋坂 里子 議員

獅子神楽の保存・継承対策について

質問 青年や町民による獅子神楽の保存・継承は、現在、会員数の減少とともに厳しい状況にある。町民参加を訴えかけるか、場合によっては若手町職員の協力も必要と考える。無形文化財を閉ざさない為の対策をどのように考えているのか。

町長 獅子神楽保存会は、昭和40年8月に正式に発足。昭和51年4月に現在の規約が制定された。その構成は、全町民が会員で現在も行政区単位で活動資金を応援している。このことは、本町の貴重な無形文化財を、まち全体で支援していきこうという気持ちの現

われであろうと思う。

踊り手やお囃子は、大人と子どもを合せて60名ほどで、今年の新十津川神社の祭典では、30人が参加している。

獅子神楽の役員や事務局は、担い手の確保に精力的に努力をしている。教育委員会と保存会は連携を図りながら、小学校の特別クラブで獅子神楽の指導体制の充実に努めている。しかし、子どもたちは本町を離れていくケースが多く、地元に残って継承できる人数は年々限定されていることも事実である。



また、若手職員の協力も必要との意見だが、現在も何人かの職員は踊り手として活動している。他の職員も文化・スポーツ団体に所属し、イベントにボランティアとして参

加。子供会やPTAなど地域団体活動に参画しているのが実情で、私の方から義務化する事はできない。

町として、獅子神楽の継承を将来にわたり強く願っている。町民への啓発や必要な部分への支援をして、保存・継承をしていきたい。

若者の定住促進対策について

質問 町の過疎地域自立促進市町村計画には、活力あるまちづくりのため、「若者が定着する総合的な施策を展開し、若者世代の人口増加を図る。」とあるが、対策として具体的にどのようなことを考えているのか。

町長 定住要件の最も大きな要因は「生活環境が整っていること」、「雇用・就労の場の確保」である。居住環境整備のため、公営住宅の新築や既存公住の適正維持管理、新築公住には町民が居しやすい選考や民間アパート建設補助など住宅確保対策を実施している。

また、雇用、就労の場の確保として、基幹産業の農業において、ほ場整備に力を入れ、後継者が安心して農業に従事できる環境を整え、花嫁花婿対策、担い手対策も講じてきたが、都会への流出が止まらず、近年の農業従事者の減少で、担い手不足も顕在化し始めている。総合的な担い手対策を講ずる必要があるため、

農業公社の設立について現在検討している。商工業では、資金借入の利子補給や、事業拡張の際の支援制度を用意。成果はみえないが企業誘致も地道に進めている。また、福祉分野においては、吉野園の移転で10人程度の新規の常勤雇用の見込み。明和会全体で197人の雇用があり、そのうち4割が町内在住者で、本町最大の雇用機会窓口となっている。

1次産業から3次産業まで、単体では産業は活性化せず、それらの関連性から派生する事業が産業構造を厚くし、そこに雇用が生まれる。若者の定住に特効薬はないが、本町に若者の定住が少しずつでも増える取り組みを行っていく。